

地方消費税率引上げ分における使途の明確化について 【平成28年度決算分】

平成26年4月より、国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に改正されました。

これにより、本市の歳入である地方消費税交付金は増収となります。その増収分については地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。

串間市では、平成28年度決算における消費税の税率改正に伴う増収分が、1億4,257万2千円となり、以下の事業に充当しています。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	決算額	国県支出金	市債	その他	一般財源	充当額
重度心身障害者医療費対策費	49,923	25,282		1,707	22,934	142,572
障害者地域生活支援事業	26,305	11,699		4	14,602	
障害福祉サービス等給付事業	464,248	358,885			105,363	
養護老人ホーム入所者援護費	244,838			35,576	209,262	
教育・保育施設措置費	830,886	551,558		49,413	229,915	
子ども医療費助成事業	52,526	12,092		33,000	7,434	
地域で子育て応援事業	12,087				12,087	
児童扶養手当支給事業	112,743	37,357			75,386	
母子及び父子家庭等医療費助成事業	7,311	2,766			4,545	
生活保護費	450,390	355,371		2,470	92,549	
小計	2,251,257	1,355,010	0	122,170	774,077	
保険基盤安定繰出金等	174,695	131,021			43,674	142,572
介護保険特別会計繰出金	415,528	4,798			410,730	
小計	590,223	135,819	0	0	454,404	
感染症予防事業	22,669				22,669	
保健衛生	病院事業費	236,776			236,776	142,572
がん検診事業	14,444	35		2,768	11,641	
小計	273,889	35	0	2,768	271,086	
合計	3,115,369	1,490,864	0	124,938	1,499,567	

※決算額には人件費及び事務費は含まれておりません。